

自動車学校卒業後のお願い

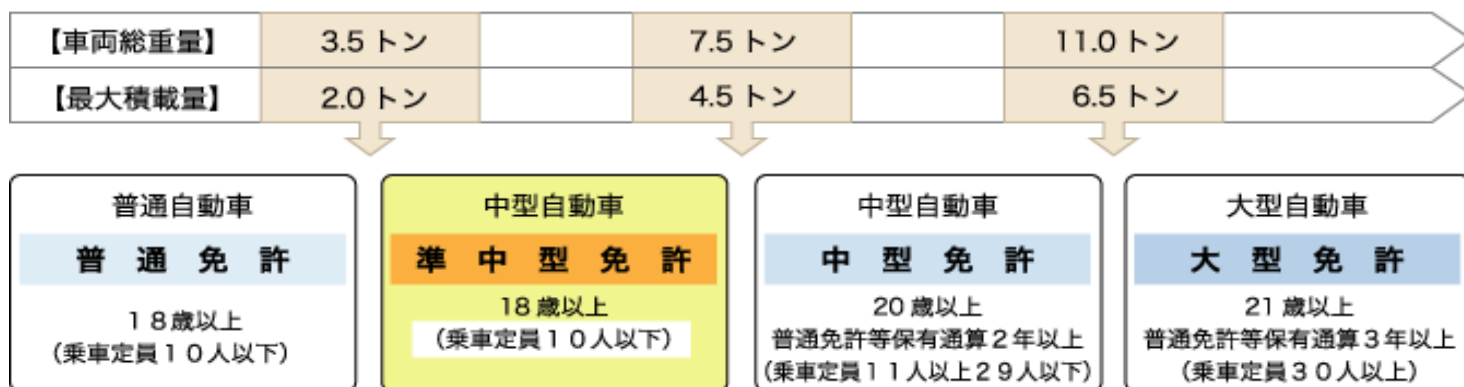
自動車学校卒業おめでとうございます。まもなく運転免許を手にするようになりますが、運転免許取得前後は次のようなことにご注意下さい。

1. 卒業後、仮運転免許証で運転してはいけません。
仮免許証は教習で使うための免許証です。絶対に運転しないで下さい。
2. 免許された車種以外を運転すると無免許運転になります。

改正前 平成29年3月11日まで



改正後 平成29年3月12日以降



◎違反例（無免許運転）

- ・最大積載量は2t未満でも、架装のため車両総重量が3.5tを超える車を運転した。
- ・普通二輪免許で400ccを超える二輪車を運転した。

◎無免許運転に該当すると

- ・免許取り消し（違反点数25点）
- ・50万円以下の罰金
- ・欠格期間2年（2年間は免許の取得ができません。）



■「知らなかった」では済まされません。

運転をする際には必ず車検証で最大積載量と車両総重量（二輪は排気量）を確認して下さい。（見た目だけでは判断できない場合があります。）